

2021
AUTUMN

秋

No. 162

北海道行政書士会 札幌支部

無料相談会

毎月 第3 水曜 011-271-0773 (要予約)



支部だより

寄稿 現代の子ども・若者の困難 ～「いとこんち」設立の背景から～	2
研修実施報告/新監事あいさつ	3
許可申請業務雑感 建設業を事例に	4
理事会報告/言葉の解説	5
ドローン物流	6

道の駅	7
SDGsを知ろうVol 2	8
統計/支部事務局/かわら版	9
交流会、広報月間等のお知らせ/北海道最低賃金改定	10
ちょこっと情報	11
研修部からのお知らせ/事務局からの報告/編集後記	12

現代の子ども・若者の困難 ～「いとこんち」設立の背景から～

近年子ども食堂等により子育て世代や若い世代の困難が可視化されてきています。今回、札幌市で長く子どもや若者支援の活動を行っている団体の松田さんに、現状と課題、新たな取り組みについてご寄稿いただきました。

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 こども若者事業部 こども若者支援担当部長 松田考 氏

私の所属する（公財）さっぽろ青少年女性活動協会では、児童会館や若者支援施設などの指定管理者として、長く運営しています。以下の分類で言えば第3の場にあたり、私も若者支援施設で20年以上、子ども・若者と向き合ってきました。

第1の場＝家庭（生活の拠点）

第2の場＝学校や職場など

第3の場＝地域の居場所など

この3つは、役割を分担したり補ったりしながら子ども・若者の育ちを支えています。

とりわけ第3の場は、第1・第2に比べて柔軟性があるため、3つの領域の間にある「隙間を埋める」役割を担っています。

例えば私は、学校と社会の隙間を埋めるために、定時制高校や中学校に訪問して、卒業後が心配される生徒や保護者と、在学中からの相談援助に10年以上取り組んできました。

そういった経験を通じて、私が近ごろ特に感じているのは、家庭（第一の場）の機能低下です。日本の子どもの7人に1人が「相対的貧困」にあるという話は、聞いたことがある方多いと思います。相対的貧困とは、飢餓状態のような絶対的貧困と違って「持っていて当たり前モノ」「大半が経験しているコト」が欠けていることによる、孤立のリスクが高い状態です。

また、核家族化や転勤等によって、近くに気軽に頼れる親戚がいなく、家族ごと孤立している事例に多く出会います。

こういった孤立を防ぐ取り組みの一つに、子ども食堂があります。これは第1の場と第3の場を繋ぐ＝家庭を地域に開く＝地域で子どもを育てる、とても重要な社会資源です。運営する皆さんの御苦労に言えば、全ての子どもが歩いて行ける距離に、毎日のように子ども食堂が開いているのが理想です。

しかし、子ども食堂の数や稼働日数がどれだけ増えても、なお埋まらない隙間が残ります。それは「日常と専門の隙間」です。

児童会館や子ども食堂は、誰にも開かれた日常的な居場所です。そこには、課題を抱えているかどうかに限らず、多くの子ども・若者が訪れます。居場所にいるスタッフの多くは「この子は少し心配だが、ただちに児童相談所に連絡すべきとは言えない」「病気が障がいがあるように見えるが、専門家ではないので本人や親には言えない」といったジレンマを抱えています。

対比して児童相談所や病院といったところは、対象者を明確に定めた専門的な機関です。

課題が明確になっていればそれを解決する力は十分にあります。が、「なんとなく心配」「普段からの見守りが必

要」といったレベルの子どもたちには会うことさえできません。

高温やけどの治療はできても、じわじわとダメージを受ける「低温やけど」は発見できないのが、専門機関の限界です。

居場所と専門機関の隙間をどう埋めるか、どうすれば低温やけどを見逃さずに早めにケアできるか。試行錯誤の末にたどり着いたのが「いとこんち」というコンセプトでした。



いとこんちが目指すイメージは、文字どおり「いとこの家」です。

精神疾患を抱える親と二人暮らしの中学生や、思いがけず妊娠したことを親に言いたくない高校生、あるいは「赤ちゃんをかわいと感じる余裕もない」というシングルマザーにとって、いつでも頼れる親戚のいるところ、それがいとこんちです。

構想から一年、ご寄付を募り、コロナショックで空いている民泊を借りて、ようやく2020年6月に「いとこんち」が誕生しました。

2021年7月現在、40名近い「いとこ」がいて、毎日およそ3～4名が来所利用しています。

いとこんちでは、温かいご飯を食べたり、宿題をしたりと、子どもたちがずっと願っていた「普通の暮らし」が営まれています。

私たちスタッフは、児童会館や若者支援施設での経験を活かしながら、あたかも親戚のおじさん・お婆さんのように寄り添っています。

近ごろは、美容師さんが髪を切りにいとこんちに来てくれたり、IT企業で働いている方が子どもたちにパソコンを教えてくれたりと、おじさん・お婆さんが増殖中です。

100点満点の親がいなくても、100人の大人が1点ずつ持ち寄って、みんなで子どもたちを育てるまちづくりを目指しています。



研修実施報告 一般研修「コロナ対策諸制度と行政書士」



今期初めての研修会を7月29日に札幌市教育文化会館で開催いたしました。「コロナ対策諸制度と行政書士」をテーマとして、前職では地方行政の立場から中小企業の相談や支援に携わってきた経験を有し、行政書士としても豊富な申請実績を持つ工藤保広会員にご多忙の中講師をお願いしご快諾いただきました。今回もコロナ禍での制約がある中での開催となりましたが、46名の会員の皆様に受講していただきまして関心の高さが伺えました。



開場前には会場のアルコール消毒を行い、受付の際には手指のアルコール消毒・非接触型体温計による検温・間隔を空けた着席をお願いいたしました。また研修中も窓や出入口の開放による十分な換気を行い、出入口を別個とした入退場時の一方通行化なども行って感染症対策に配慮した運営を心掛けました。受講者の皆様におかれましては感染症対策への取り組みに積極的なご協力をいただきまして厚く感謝申し上げます。



研修自体としては、冒頭にコロナ対策諸制度における概略を説明された上で、支援制度の情報をどこから得るかなど実務的な話に移行し、どの領域を行政書士が出来るかや、各種補助金・助成金・給付金などを取り扱う上で受任前に依頼者に説明しておくべきことについてご講義いただきました。中盤以降はより具体的な内容となり、月次支援金・事業再構築補助金・持続化補助金・ものづくり補助金や道特別支援金等について、申請書記載における注意点・現時点での傾向・採択例や実際に提出された事業計画例がどの様に公表されているかなどについて、実務経験を基にした実際に役立つお話と共に伺うことが出来ました。

ご講義いただいた中でも、補助金等は実際に支払われるまで相応の時間が掛かる為その間の資金面でのやりくりが欠かせず、また数年間は事業の進捗報告を求められることも多く、その様なきびしい内容こそ事前にしっかり依頼者へご説明することが我々行政書士として必要である、というお話が特に印象に残りました。

今後とも研修会の運営においては感染症対策を徹底した上で、より会員の皆様に役立つ研修会を運営していきたいと思っております。ありがとうございました。



監事就任のあいさつ



監事 松山 丈史

今年度の定時総会におきまして、皆様のご推挙により監事に選任いただきました松山丈史です。

思い起こせば、2001年1月に行政書士登録をし、03年5月に就任された篠原賢吾支部長の下での監察広報担当理事を振り出しに、05年～09年には監察広報部長を、宮元仁支部長の下では、09年～10年に一代限りの専務理事、10年には副支部長を拝命、以後、荒木徹支部長、酒匂桂子支部長の下でもそれぞれ副支部長や財務担当理事としてお仕えをし、実に18年間にわたり執行部として会務に携わることができましたことは、ひとえに

支部会員の皆様のご理解の賜物にほかなりません。

この度、これまで支部執行部に対していつも示唆に富んだご指摘をくださった住友秀紀監事のご退任されることになり、その後をお引き受けすることとなりました。

これまでの会務を執行する側の立場から、これをチェックする側となりますが、総会で議決された事業計画に沿いつつ、コロナ禍での予測できない事態に対しての臨機応変な会務執行を見守り、適正な支部会計の監査を、微力ながら、先輩の赤塚明美監事とともに担ってまいります。

今後とも、会員の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶と致します。



～ 許可申請業務雑感 建設業を事例に ～



行政書士業務のほとんどの手続きには根拠となる法令がある。基本のパターンであれば、次第に意識することなくなるかと思うが、特殊な事例を手掛けることになった場合には、各種法令を確認し、必要な要件は満たしているか、問題はないかとチェックをすることになる。しかし、そのようにしていても不十分で追加書類提示を求められる経験をした方は多いのではないだろうか。許可行政庁作成の手引きに記載されているものを提示（添付）したものの、申請してから「この場合はあの書類もいります」と言われることもある。忙しくてなかなか連絡の取れない依頼者に追加資料をお願いしなければいけないときは、「いつ公表されていたのだろう（見逃したのだろうか）」「自分の法令理解が間違っていたのだろうか」等いろんな思いが浮かびはじめる。

ここ数年で確認書類が大きく変わった事例としては建設業の許可申請がある。法改正もあり、それまでは土木協会発行の手引きのほか、必要書類一覧等を作成している振興局があればそれを参照したりしていたが、今は建設部建設政策局建設管理課で公表している手引きで統一された。確認書類の変更によりこれまでと同じ書類では認められないものが出てきている。どこが変更になったのか、変更後に初めて申請する場合は、手引きを確認し以前にはなかったものが確認書類とされていたら注意が必要である。例えば、常勤性確認のための現住所確認の書類や、経営経験の確認書類、実務経験の確認書類などは大きく変わっている。従前受理されていた書類と同じものを用意し申請したところ、「別の資料も必要」となり、以後半年確認書類がそろわなかった方や、常勤性の確認のために提示を求められていた住民票の写しが、健康保険証の裏面でよいとされ、あっさり要りませんと返却されがっかりした方もいる。

建設業に限らず、このような情報は、タイミングの問題もあり研修のみではカバーできない。これからの時代は、受任業務についてその都度最新情報をリサーチすることが以前にも増して大事になってくるといえる。許可行政庁も、変更事項を事前にホームページ等で周知していることも多い。建設業に関して言えば、令和2年に北海道会から全会員に新しい許可申請の手引き案が送付されている。会報と一緒にスルーしていると大きな情報を見逃してしまうことがある。

とはいえ、手引き記載のない部分などは、出してみないとわからない。例えば、建設業の経営経験を確定申告書で確認する際、給与所得がある場合は認められない場合も多い。個人事業主が、収入不安定で週末バイトなどをしていた場合には大変である。こういうときは、根拠法令等をしっかり理解していることが依頼者また自分自身の納得につながる。手引きに詳細記載がなくても、法令上当然であるものもある。なぜそれが求められているのか、その書類が確認書類とされるのかの根拠を理解していれば、依頼者や許可行政庁ともしっかり話ができる。

コロナ禍の今、新しい関係構築は難しく、特に新入会員の方は不安もあるのではないかと推測するが、つながりのきっかけはあちこちにあるようにも見える。会員同士、実務上の「いろいろ」について情報交換したり相談しあえる関係があることが、私たちには大事なのだと改めて思う。

（札幌支部会員 N.Y）



令和3年7月6日 第3回理事会 17:30～19:45 出席者28名

部名	報告事項	協議事項
総務部	Zoom契約の締結、総会議事録完成、札幌支部地区連絡会の中止、構成員の変更、3支部合同研修会の中止、支部交流会は検討中	・活動報告書の押印について 記録者の押印廃止 承認 理事の押印を確認チェックへ変更 承認 ・次回理事会(8/26 17:30) 承認
財務部	月次予算実績報告、会計データクラウド化を承認 (部長会にて)	なし
監察広報部	会報へ毎回理事会報告を記載、札幌総合行政相談所7～9月開催予定、「やさしいまち」9月号広告掲載	・いきいき健康福祉フェアへ出展 承認
網紀法務部	網紀案件で配達証明郵便を受取拒否の場合には普通郵便、メール、FAXを検討、行政書士と業務関係先との不適切な電話対応の件を、事案受理中	・「事業協力協定書」に基づく、一般社団法人北海道成年後見センターとの初会合出席者選任を支部長一任承認
業務企画部	建設業・民泊・自動車各相談員制度、札幌市連携協定、各種会議開催を検討中	なし
研修部	第一回研修、研修開催告知はがきの廃止、講師登録制度の見直し検討中、年間スケジュール検討中、研修開催基準	なし

令和3年8月26日 第4回理事会 17:30～19:30 出席者28名

部名	報告事項	協議事項
総務部	Zoomを活用した交流会を予定(支部交流会、新人会員)、かわら版発行、HPリニューアル、緊急連絡網配布、新年交礼会会場、活動報告	・次回理事会(10/5 17:30) 承認
財務部	月次予算実績報告、支部事務局インターネットセキュリティ及びクラウドストレージ契約を締結	なし
監察広報部	会報、広告・広報活動(広報月間：訪問先等確認予定、ラジオCM：検討中、記念日事業：一般向け内容を予定)、対外・啓発活動(いきいき健康・福祉フェア：シフト調整中)、監察活動(非行政書士による届出への窓口職員の対応の是非：行政書士制度について広報月間で周知)、社会貢献	・広報月間活動報告書に添付する相手方名刺をPDFで提出 承認 ・広報月間訪問先札幌各役所へ郵送としたい(原則は訪問。先方が郵送を希望した場合は郵送対応) ・新たな社会貢献活動として「いとごんち」への寄付、相談員派遣(協力員登録)前向きに継続審議
網紀法務部	現在進行中の2件の網紀事案の報告	なし
業務企画部	建設業相談員制度調整中(第一回建設業相談員会議、新規建設業相談員候補者研修を緊急事態宣言により延期)、民泊相談員制度(オンライン研修予定)、自動車相談員制度、札幌市との連携協定(保育所幼稚園等支援)	なし
研修部	第一回研修、今後研修予定(本会でも行う研修については行わない予定)	なし



言葉の解説

コラム

最近聞いた気になる言葉をちょっとだけ調べてみました。

ピクトグラム

視覚記号で、誰にでもわかりやすいような単純な構図の絵文字、図記号のことです。一般的に2色で作られており、身近なものだと非常口のマークなどです。最近では東京オリンピック開会式のパフォーマンスで話題になりました。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

経済産業省の DX 推進ガイドラインによると「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」を DX の定義としています。

デジタル庁

デジタル社会形成の司令塔として、未来志向の DX を推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後 5 年で一気に完成に作り上げることを目指す組織とされています。2021 年 9 月 1 日に発足されました。

近年、ECサイトの利用が増えており、さらに最近ではコロナ禍が続き、家にいながらショッピングができるECサイトの需要がますます高まっています。

ECサイトでのショッピングは荷物を家まで配送してくれる物流業界があってこそなりたっていますが、その物流業界の人手不足は年々深刻化しています。また、物流量増加による交通渋滞などの問題もあります。それを解消するために人やトラックに代わって荷物を運ぶ先進技術が配送用のドローンです。

ドローンとは、遠隔操作や自動制御により飛行できる無人航空機です。最近ではテレビ番組でもドローンを使用し空撮した映像がよく見られるようになったり、農薬散布で使用されたりと、だんだん身近なものになってきました。

しかしドローンなどの無人航空機は下記の飛行禁止空域があります。

- ① 空港周辺
- ② 緊急用務空域
- ③ 150メートル以上の上空
- ④ D I D（人口集中地区）
- ⑤ 国の重要な施設等の周辺
- ⑥ 外国公館の周辺
- ⑦ 防衛関係施設の周辺
- ⑧ 原子力事業所の周辺

これらの周辺で飛行させたい場合には、施設管理者等の同意や都道府県公安委員会等への事前通報が必要になります。

また飛行空域を問わず順守しなければならない下記ルールもあります。

- ① 飲酒時の飛行禁止
- ② 危険な飛行禁止
- ③ 夜間での飛行禁止
- ④ 目視外飛行
- ⑤ 距離の確保
- ⑥ 催し場所での飛行禁止
- ⑦ 危険物輸送の禁止
- ⑧ 物件投下の禁止



③～⑧の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣の承認が必要です。

上記のように、現状では法律等の問題もあり、円滑にドローンでの配送ができません。

そこで国土交通省はドローンに関する技術の向上、物流等の利活用へのニーズが高まっていることから、2022年度を目途に、現行では飛行を認めていない「有人地帯における補助者なし目視外飛行（レベル4）」を実現すべく、交通政策審議会等において検討をしています。そして、レベル4の実現に向け、より厳格に無人航空機の飛行の安全性を確保するため「機体の安全性に関する認証制度（機体認証）」と「操縦者の技

能に関する証明制度（操縦ライセンス）」を創設しました。また、無人航空機に係る事故の防止及び状況把握のため、運航管理のルール等を法令等で明確化しました。

経済産業省は「空の産業革命に向けたロードマップ2020～我が国の社会的課題の解決に貢献するドローンの実現～」を発表しており、そこには2022年度以降、陸上輸送が困難な地域で生活物品や医薬品等を配送する、都市を含む地域における荷物配送の実現・展開（人口密度の低い地域から始め、人口密度の高い地域に拡大）という活用イメージ・目標が記載されています。

現在の日本ではまだまだドローン物流は普及していませんが、すでにドローンによる商品配達サービスを実現している自治体があります。

長野県伊那市では大手通信会社と地元ケーブルテレビ局と協力し、ドローンによる商品配達を行う買い物サービスを2020年8月から開始しています。

この地域は山々に囲まれており高低差も多いため移動が大変なところが多く、住民の少子高齢化も進んでおり、買い物困窮者が増加していました。そこで、食料品などの日用品をケーブルテレビのリモコンで注文し、ドローンにより当日中に配送することを実現しました。

日本で自治体が主体となり、ドローンの配送事業を本格運用したのは伊那市が初めてです。

上記で記載したように、現在はドローンの飛行には厳しいルールが定められており、空港周辺、高さ150m以上の上空、人家の密集地域の上空で飛行させようとする場合や「飛行の方法」によらない方法で飛行させようとする場合は、飛行開始予定日の少なくとも10日前（土日祝日等を除く。）までに、国土交通省へ申請が必要です。現在は、原則としてオンライン申請又は郵送、持参が可能となっております。

興味がある方はぜひ、国土交通省のホームページをご確認ください。



SDGs(Sustainable Development Goals)を知ろう Vol.2

Vol.1ではSDGsの枠組みの背景と概要を取り上げました。
今回から17の目標の関連性および各目標の内容について考えてみたいと思います。

【分類】17の目標は、5Pと呼ばれる5つのカテゴリーに分類されます。

People人 間（目標1、2、3、4、5、6）、Prosperity繁 栄（目標7、8、9、10、11）、Planet地 球（目標12、13、14、15）、Peace平和（目標16）、Partnershipパートナーシップ（目標17）

【関連性】17の目標は統合され不可分のもので、一つの目標を達成するために他の目標を犠牲にしてはいけなとされています。

【ウェディングケーキモデル】17の目標を横の関係と縦の関係で説明したのが、ウェディングケーキモデルです。17の目標は、持続可能な開発の三つの側面、経済（目標8、9、10、12）、社会（目標1、2、3、4、5、7、11、16）、環境（目標6、13、14、15）に分類されます。同じ分野の目標のつながりが横のつながりです。また、経済、社会、環境は、「経済は、健全な社会が無ければ成り立たず、環境が破壊されて地球がなくなれば、経済も社会もありえない」という階層をなしており、パートナーシップ（目標17）が、これらの階層をつないでいると説明されます。これが、たてのつながりです。「経済」を「行政書士」に置き換えることもできます。

上記の関連性を意識しつつ、各目標の内容を考えてみたいと思います。

目標1. 貧困をなくそう

【貧困撲滅の意義】アジェンダの前文の第一段落に、「我々は、極端な貧困を含む、あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件であると認識する。」と書かれています。

【貧困の定義】UNDP（国連開発計画）：「教育、仕事、食料、保健医療、飲料水、住居、エネルギーなど最も根本的な物・サービスを手に入れられない状態」

世界銀行：1日1.9ドル以下で生活する人々」と定義されています。

【世界の現状】世界の10人に一人、開発途上国では5人に一人が貧困状態。

【貧困の連鎖】貧困⇒学校へ行けない⇒給料が安い⇒栄養不足⇒病気⇒失業⇒貧困という負の連鎖に陥ってしまいます。個人の努力でここから抜け出すのは難しく、支援が必要です。

【相対的貧困】上記の貧困が絶対的貧困の状態に対して、居住する地域の所得の中央値の半分、2018年の日本の場合127万円を下回る場合、相対的貧困といえます。

2018年の日本の一人親世帯の48.1%、子供の7人に一人が相対的貧困状況となっています。

貧困は遠い国の話ではありません。

目標2. 飢餓をゼロに

【飢餓の状況】国連WFPによると世界の9人に一人が飢餓状態、さらにそのうちの3人に一人は栄養不良に苦しんでいるとされています。その3分の2が南アジア地域とサハラ以南のアフリカ地域に集中しています。

【食料生産は足りている】ところが、FAO（国連食糧農業機関）は、2017年時点で世界の穀物をはじめとする多くの食料は十分供給されていると報告しています。

【食料はどこへ消えた】日本、アメリカやヨーロッパの先進国が多くの食料を確保し、食べきれずに棄てています。また、食肉志向の高まりをうけ、人の食料だった穀物が牛や豚の飼料となっています。肉1kgを生産するのに必要なトウモロコシの量は、牛11kg、豚7kg、鳥4kgです。私たち、一人ひとりにできることがあるように思います。

目標3. すべての人に健康と福祉を

【寿命】健康の目安として寿命が挙げられます。寿命には栄養状態、病気、生活環境、所得、国における医療レベルなどが影響しています。世界の平均寿命は延びていますが、先進国と後発開発途上国との差は20歳にもなります。

【子供の命】2016年には5歳の誕生日を迎えるまでに亡くなってしまった子供が564万人もいます。全体の8割が、南アジア地域とサハラ以南のアフリカ地域に集中しています。

【救える命】子供の命を救う非常に有効な方法に、予防接種があります。子宮頸がん、ジフテリア、B型肝炎、麻しん、ロタウイルスによる下痢症、風しん、破傷風などの疾病を予防し、障害や死亡を防ぐことができます。世界にはまだ、1950万人の幼児が予防接種を受けられない現状があります。予防接種の接種率をさらにあげることで救える命がまだあります。私たちは世界トップクラスの長寿国に生きています。世界の現状に思いを巡らせると、死生観が変わるかもしれません。

参考文献

外務省HP 我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ 仮訳

前林清和・中村浩也編著 「SDGs時代の社会貢献活動 一人ひとりができることは」昭和堂

高橋真樹「日本のSDGs それってほんとにサステナブル？」大月書店

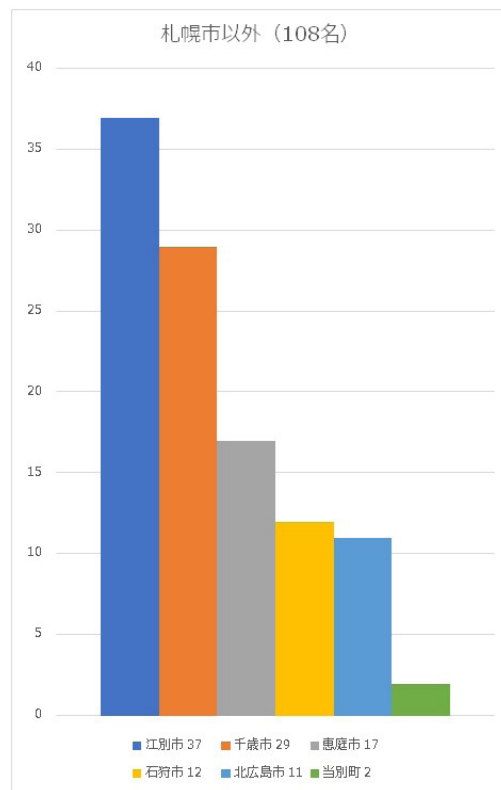
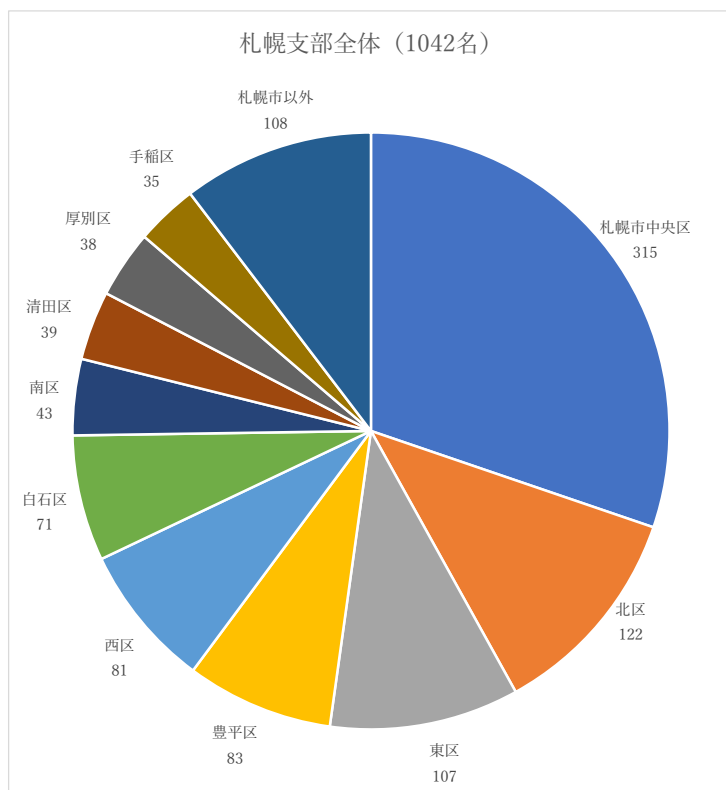
斎藤幸平「人新世の資本論」集英社新書



会員の市別・地区別統計（8月1日現在）



札幌支部は札幌市、石狩市、当別町、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市に事務所を構える行政書士が所属している支部です。会員の皆様がどこに事務所を構えているか円グラフと棒グラフで視覚的に表しています。



こんなときは、支部事務局へ



【北海道収入証紙の購入】

北海道収入証紙の購入希望日の前日までに、電話又はFAXで事前に必要な金額と枚数をご連絡ください。FAXで注文する際には「予約申込書」のご利用をお願いします。「予約申込書」は支部でお配りしています。前日までに購入予約をした場合、購入当日は、11時～16時の間に購入をお願いします。

【補助者登録】

補助者登録は支部事務局を経由して北海道行政書士会に届出を行います。新規登録の場合、補助者の住民票、履歴書（写真貼付）、顔写真（1枚、縦3.0cm、横2.5cm）、登録料2,000円及び誓約書（2種類）を添えて届出書を提出します。補助者登録は、3年毎に更新が必要ですが、その届出も支部事務局を経由して行います。

【支部事務局の開いている時間】

平日の9時～17時（新型コロナウイルス対策の為、開局時間が短縮される場合があります）。土日祝日はお休みです。また銀行等に出掛けているなど事務局を不在にしている場合があります。



「かわら版」は届いていますか？



札幌支部では、会員情報伝達の質の向上と、会員相互の交流の活発化を図るため、適時、「かわら版」を発行し、FAX送信しています。直近では、9月17日に第46号をお届けしました。お手元に届いていない場合は、札幌支部事務局までお問い合わせください。



"Have a Chat with 支部長" 開催のご案内(Web交流会)



例年ですと、札幌支部交流会や旭川小樽札幌三支部合同研修会など、会員の交流を目的とする行事を開催しています。しかしながら新型コロナウイルス感染症によって、今年も交流会を開催することが出来ずにいます。特に昨年および今年入会した会員のみなさんは、これまで一度も他の会員の方と交流する機会がありませんでした。そこで、札幌支部では、Zoom を利用した Web 上の交流会を企画しました。支部長を中心に、会員のみなさんとざっくばらんに、業務の事はもちろん、身の上話や最近の出来事などを楽しくお話しませんか。また、日頃の悩みや困っていることなど、なんでもご相談ください。

開催日時 令和3年10月19日(火) 17:00～19:00(予定)

参加申込 札幌支部事務局へ10月8日までにFAXまたはメールで申込して下さい。

※入室、退室は自由です。この時間帯のご都合の良い時間帯にご参加ください。

※詳細はホームページ、かわら版をご覧ください。



広報月間のお知らせ



【交通安全運動に参加しませんか?】

例年広報月間の社会貢献活動として札幌支部前の歩道で行っている「交通安全の旗振り」を今年も行います。日時は10月8日(金)11時30分から12時です。(新型コロナウイルス感染拡大の状況により、変更となる場合があります。)

当日は「たすき」をかけ、「黄色い旗」を振りながら、交通安全の一助となれるよう働きかけます。

支部会員なら、どなたでも参加できます。趣旨に賛同いただける方、お時間の都合のつく方はマスク着用の上ぜひご参加ください。参加申込みは支部事務局へ10月6日(水)までにFAXまたはメールで申込してください。

【ラジオコマーシャル】

昨年に引き続き、広報月間にちなみ、10月11日～10月17日まで、行政書士の仕事をPRするためのラジオコマーシャルを放送予定です。チャンネルを是非そちらに合わせ、聞いてみてください。詳細はホームページに掲載しますので、ご覧ください。



令和4年 新春セミナー&新年交礼会



令和4年札幌支部新春セミナー&新年交礼会を、
下記の通り予定しています。

日 時：令和4年1月11日(火)
新春セミナー：15:00～17:00
新年交礼会：17:00～19:00
場 所：ロイトン札幌(北1西11)

※新型コロナウイルス感染症の状況により開催されない
場合があります。

※詳細はホームページ、かわら版等でお知らせします。



北海道最低賃金が改定されます。



北海道内の事業場で働くすべての労働者(会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人)及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 889 円

(効力発生年月日 令和3年10月1日)

- 最低賃金には、精皆手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」)で働く方には、北海道の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

・厚生労働省北海道労働局 労働基準部 賃金室 Tel 011-709-2311 (内線 3533)

・札幌中央 労働基準監督署 Tel 011-737-1191 ・札幌東 労働基準監督署 Tel 011-894-2815



ちょこっと情報

・令和3年度1級土木施工管理技術検定「第一次検定」合格者の発表 ～初の1級技士補が誕生！～

国土交通省は、令和3年8月19日に1級土木施工管理技術検定「第一次検定」を実施し、同日、合格者を決定しました。建設業法の改正（令和3年4月1日施行）に伴う技術検定制度の再編により、今回の合格者より新たに第一次検定の合格者に「技士補」の称号が付与されます。1級第一次検定に合格した技士補のうち、主任技術者の資格を有する者は、監理技術者補佐として早期に責任のある立場で現場の施工管理に携わることができるようになりました。

最新情報および詳細は



1級土木施工管理技術検定 国交省

検索

・令和3年分の路線価等について

相続税や贈与税において土地等の価額は、時価により評価することとされています。そこで、相続税等の申告の便宜及び課税の公平を図る観点から、国税局（所）では毎年、全国の民有地について、土地等の評価額の基準となる路線価及び評価倍率を定めて公開しています。

令和3年分の路線価及び評価倍率を記載した路線価図等が7月1日（木）に国税庁ホームページで公開されました。

最新情報および詳細は



令和3年分 路線価

検索

・北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度の認証施設と食品について

令和3年7月29日付けで8施設10食品群が新規認証、7施設7食品群が更新認証されました。→認証取得施設については、北海道HACCPのホームページから
認証食品には、「ハサップくん」マークを付けることができます。

最新情報および詳細は



北海道HACCP 認証

検索

・令和2年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯の取締り状況等について

過去5年間の風俗営業（接待飲食等営業、遊技場営業）の許可数（営業所数）は、毎年減少しています。特に接待飲食等営業の令和2年末の許可数は6万1,857件で、前年より1,609件（2.5%）減少しました。

また、過去5年間の深夜酒類提供飲食店営業の届出数（営業所数）も毎年減少。

令和2年末の届出数は26万4,359件で、前年より579件（0.2%）減少しました。

最新情報および詳細は



風俗営業等の現状 警察庁

検索

・元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン改訂

下請代金の支払に際して、なお多くの企業により手形等による支払いが行われており、そのサイトが十分には短縮されていないなどの現状を踏まえ、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日、中小企業庁長官、公正取引委員会事務総長）の改正通知が発出されたことを踏まえ、「建設業法令遵守ガイドライン」の「下請代金の支払手段」について改訂がなされました。

最新情報および詳細は



建設業法令遵守ガイドライン 改訂

検索

【お知らせ】ハガキによる研修開催案内通知の廃止

札幌支部研修開催のご案内につきまして、昨年度までは、メール、FAX、ハガキによる方法で行ってまいりましたが、本年度より、**ハガキによる通知方法は廃止となります。**

現在、ハガキで研修案内が来ている方は、**今後研修案内のハガキが届きません**ので、札幌支部へのメールアドレスのご登録をお願いいたします。今後はメールにて研修のご案内をさせていただきます。

なお、FAXにて案内を受けている方もメールへの切替には是非ご協力をお願いいたします。

メールアドレスのご登録がお済でない方は、下記メールアドレスに、①お名前、②会員番号をご記載の上、③件名に「メール登録希望」とご記載の上、メールいただきますようお願いいたします。

札幌支部事務局〈gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp〉

入 退 会

●入会しました

(入会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1 R3.7.1	6135	宮 嶋 力	中・中央区5
2 R3.7.1	6137	鈴 木 靖 典	中・中央区北4
3 R3.7.1	6138	菱 川 善 行	中・中央区2
4 R3.7.1	6139	菊 地 輝 尚	南・千歳区
5 R3.7.1	6141	田 中 祥 之	南・清田区
6 R1.7.1	5939	大 西 秀 一	北・東区2
7 R3.8.1	6143	秤 谷 幸 治	北・手稲区
8 R3.8.1	6144	平 川 保 則	南・南区
9 R3.8.1	6145	明 瀬 貴 裕	中・中央区2
10 R3.8.1	6146	永 坂 一 成	東・豊平区1
11 R3.8.1	6148	薄 木 正 信	南・清田区
12 R3.8.1	6149	奥 山 翔 太	中・中央区1
13 R3.8.1	6151	田 中 将 太 郎	中・中央区1

●退会しました

(退会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1 R3.7.26	6035	浦 崎 章	南・清田区
2 R3.7.31	3450	亀 川 昌 一	中・西区2
3 R3.7.31	5992	佐々木 カラル	南・南区
4 R3.8.10	6048	中 居 麻 紀 子	南・千歳区

現在の会員数1041名、法人21 令和3年8月31日現在



編集後記

今回、ドローン物流の記事を担当しました。私自身、普段からECサイトをよく利用するのですが、配達して下さる宅配業者さんには本当にいつも感謝しています。しかし、せっかく配達してもらったのに不在にいたり、さらに宅配ボックスもいっばいで、再配達をお願いしなければならないときは本当に申し訳ないと思いながら再配達の依頼をします。

ドローン物流が一般的なものになれば、配達して下さる方の負担も減り、交通渋滞も減り、CO2の削減にもつながるのではないかと思います。

それには、法律やインフラ等の整備が不可欠ですので、そのあたりの問題が解決され、ドローンでの配送が当たり前になることを期待しています。

末尾になりましたが、今回の会報も最後までお読みいただきありがとうございました。

(齋藤奈津恵)

編集担当者のひとりごと

連続真夏日記録を97年ぶりに更新した今年の札幌の夏。私は夏を求めて焚き火を行いました。学生の時以来の焚き火でしたが、薪に火が移るときの「パチパチ…」という音や香り、火の粉をあげながら濃煙に燃える炎はどれだけ眺めていても飽きることがなく趣深いものでした。想像以上にゆったりとした心穏やかな時間を過ごすことができました。来年はマスクを外し、焚き火を楽しめる日常に戻ることを願っています。(船本ゆうこ)

札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第162号 2021年9月30日発行

発行人 酒匂 桂子 編集責任者 長島 靖子 編集長 藤岡 利昭

発行所 北海道行政書士会札幌支部
札幌市中央区北1条西8丁目
丸二羽柴ビル4F

TEL (011) 271-0773

FAX (011) 271-6126

メールアドレス gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 株式会社 松 寿
東京都文京区小石川2-1-13-702
TEL (03) 3830-0568

頒 価 500円(送料込)

ホームページ <http://gyosei.s93.xrea.com>